

令和6年度「彦根城」世界遺産推薦書素案作成業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度「彦根城」世界遺産推薦書素案作成業務

2 委託業務の趣旨・目的

滋賀県と彦根市は早期の彦根城世界遺産登録を目指すにあたり、国内推薦を経て、「世界遺産条約履行のための作業指針」に基づき、彦根城世界遺産一覧表への記載のための推薦書(包括的保存管理計画及び付属資料等を含む)を作成する必要があるが、本業務はその素案作成を目的とした業務委託である。

3 委託業務の実施期間

契約締結日から令和7年(2025年)2月28日まで

4 委託業務の項目

- (1) 推薦書素案等の本文原稿の整理
- (2) 推薦書素案等に必要な図・表の作成
- (3) レイアウト編集
- (4) デザイン編集
- (5) 推薦書素案等校正
- (6) 推薦書素案等印刷
- (7) 打ち合わせ

5 委託事業の項目に関する特記事項

- (1) 推薦書素案等の本文原稿の整理
 - ・テキストデータについては、委託者がワード形式で電子データを提示する。
 - ・提示されたデータを確認し、誤字、脱字、誤記を確認し原稿の整理を行う。
 - ・整理を行うにあたって、必要なことは委託者に確認し、完成の了解を得ること。
- (2) 推薦書素案に必要な図・表の作成
 - ・委託者に指示された項目を満たす図・表を作成し委託者に提示すること。
 - ・委託者と協議の上、了解を得て図・表を完成させること。
- (3) レイアウト編集
 - ・図・表、写真(委託者が提供する)本文全体の紙面ごとのレイアウトを行い、委託者の了解を得ること。
- (4) デザイン編集
 - ・推薦書素案等全体のデザイン案を作成し、委託者との協議の上、決定したものを

採用しデザイン編集を行うこと。

(5) 推薦書素案等校正

- ・初校、二校、最終校正を委託者と共に行い、印刷前に責校すること。

(6) 推薦書素案等印刷

- ・推薦書素案等を印刷し納品すること。
- ・推薦書素案等は、推薦書素案本体 200p 程度、包括的保存管理報告 100p 程度を予定しているが、ページ数は制作過程で前後する場合がある。最終数量については、委託者と確認し決定する。
- ・報告書は、オーダーメイドリングファイル綴じとし、本文には上質紙を用いること。表紙となるリングファイルについては、2種類用意するものとする。なお、リングファイルの仕様、仕様毎の数量、本文の紙質・色等体裁は、別途協議して定めるものとする。

(7) 打ち合わせ

- ・委託から完成までの間で6回の対面打ち合わせを実施する。

(8) その他

- ・業務の遂行にあたり、業務責任者を定め、連絡調整者を1名以上配置すること。業務責任者については、本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し、本業務の終了まで主たる担当者として業務を行える者に限る。その他、業務にかかる実施体制について体制図をもって報告するとともに、実施スケジュールを委託者に提出すること。
- ・委託者は、受託者に対して、委託業務の進捗状況等について、必要な事項について中間報告を求め、または実地調査することができることとする。
- ・受託者は、業務の成果物を委託者に対して納品するものとする。

6 その他

- ・業務の性格上、当然実施しなければならないものはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、委託者と受託者が協議して定めた業務はこれを遵守するとともに受託者の職員に周知徹底し、業務の遂行にあたらなければならない。
- ・本業務の履行に際し、受託者の移動に必要な交通費は受託者の負担とする。滋賀県以外への移動を伴う場合も同様とする。
- ・業務の遂行にあたっては、関係法令および適用基準等を遵守すること。特に機密保護・個人情報保護に関しては十分留意すること。
- ・受託者は委託期間終了後においても、業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む）を委託者の許可なく第三者に閲覧複写、貸与または譲渡しないこと。
- ・本業務の履行に際し、必要な素材は、受託者が調達し、使用する著作物については、

肖像権、著作権、商標権その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可や承認を得るなどの必要な手続きを行うこと。当該手続に係る費用については委託費に含むものとする。また、これら知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。

- ・ 委託で得られた成果物に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、履行確認のときをもって委託者と滋賀県及び彦根市に帰属するものとし、委託者および委託者が認める団体等が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。また、成果物に関する著作権者人格権は行使しないものとする。
- ・ 受託者が本業務を再委託しようとする場合は、事前に再委託範囲および再委託先を委託者に提示し、承諾を得なければならない。また、本業務の全部を一括して第三者に委託することは認めない。なお、再委託の範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決することとする。
- ・ 受託者は、委託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託業務の完了の日の属する年度の終了後 5 年間これを保存すること。
- ・ その他、委託業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合およびこの仕様書に関し疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上定める。

7 成果品

- ・ 推薦書素案等 80 部
- ・ 推薦書素案等の電子データ一式。電子データのファイル形式は、PDF 及び Adobe Illustrator 等の一般的に普及しているソフトウェアで再編集が可能なものにする

8 成果物の納品場所

彦根城世界遺産登録推進協議会事務局

（滋賀県文化スポーツ部文化財保護課彦根城世界遺産登録推進室内）